

第七十一条 第二十二條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項、第二十五條第二項、第二十七條第二項、第二十九條第二項若しくは第三十一條第二項の申請書又は第四條第二項、第二十五條第三項、第二十七條第三項、第二十九條第三項若しくは第三十條第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十五條の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第十六條第一項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第四十三條第三項において準用する第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若

しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十三条 第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による認可を受けなくて資本の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二 第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十五条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第七十条又は第七十一条 三億円以下の罰金刑

二 第七十二条（第五号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 第七十二条第五号又は前条 各本条の罰金刑

第七十六条 振替機関の取締役、監査役又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十一条又は第二十三条の規定による命令に違反したとき。

三 第三十四条第二項又は第三項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

四 第三十六条第二項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の

三第二項の規定に違反して、加入者集会の招集の通知に書面を添付しなかったとき。

五 第三十六条第二項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の

三第六項において準用する商法第二百三十九条第五項又は第三十九条において準用する同法第三百二十

九条第三項の規定に違反して、書面又は議事録を備え置かなかったとき。

六 正当な理由がないのに第三十六条第二項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第六項において準用する商法第二百三十九条第六項又は第三十九条において準

用する同法第三百三十九条第四項の規定による書面又は議事録の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七 業務規程に定めた地以外の地において、又は第三十九条において準用する商法第二百三十三条の規定に違反して、加入者集会を招集したとき。

八 正当な理由がないのに加入者集会において加入者の求めた事項について説明をしなかったとき。

九 加入者集会に対し、虚偽の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十 第三十九条において準用する商法第三百二十八条の規定に違反して、加入者集会の決議の認可に関する公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十一 第三十九条において準用する商法第三百三十九条第二項の規定に違反して、議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二 正当な理由がないのに第六十条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第七十七条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第十三条第二項の規定に違反して他の振替機関に同意をしたとき。

二 第四十五条第一項（同条第二項の規定により社債券を発行する場合を除く。）（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき。

三 正当な理由がないのに第四十五条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだとき。

四 第四十七条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすること
を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

第七十八条 第四十一条第二項に規定する振替機関であつた者又は一般承継人の役員が同項の規定に違反して届出を怠ったときは、三十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第二条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十九号中「該当スルモノ」の下に「及短期社債等」を加え、同条第五項の次に次の一項を加える。

第一項第十九号ノ「短期社債等」トハ短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第

二条第二項ニ掲グル短期社債等ヲ謂フ

第二十八条ノ六第一項第一号ノ二中「特定社債」の下に「特定短期社債ヲ除キ」を加え、同条第二項中「又ハ「特定社債」を「、「特定社債」又ハ「特定短期社債」に、「又ハ同条第七項」を「同条第七項」に改め、「掲グル特定社債」の下に「又ハ同条第八項ニ掲グル特定短期社債」を加える。

（陸上交通事業調整法の一部改正）

第三条 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項ニ規定スル短期社債ヲ除ク）」を加える。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項第六号中「債券を含む」を「債券を含み、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項に規定する短期社債等に係るものを除く」に改める。

第二百四十条第四項第三号中「登録されたもの」の下に「及び短期社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記録されたもの」を加える。

（農業協同組合法の一部改正）

第五条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第六号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き、」を、「有価証券」の下に「（前号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）を除く。第七号において同じ。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の三 短期社債等の取得又は譲渡

第十条第六項第十五号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第十一項中「同

号」を「同号」に改め、「について」の下に「同項第六号の三の事業には短期社債等について」を加え、同条第十二項中「又は「特定社債」」を「特定社債」又は「特定短期社債」に、「又は第七項」を「第七項又は第八項」に、「又は特定社債」を「特定社債又は特定短期社債」に改める。

（証券取引法の一部改正）

第六条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第一項中「及び発行予定額」の下に「又は発行若しくは売出しの限度額」を加える。

第二十三条の八第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項に規定する短期社債等（その取扱いを行う振替機関（同条第三項に規定する振替機関をいう。）により、その発行残高が公衆の縦覧に供されるものに限る。）については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。

第二十三条の十二第四項中「第二十三条の八第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第六項中

「提出されたこと」の下に「（第二十三条の八第二項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。）」を加え、同条に次の一項を加える。

第二項、第三項及び第五項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券については、適用しない。

第二十四条第一項第三号中「第二十三条の八第一項本文」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十七条の三十の二中「第二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に改める。

第百九十七条第一項第一号中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第二百五条第一号中「第二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に、「第二十三条の八第二項」を「第二十三条の八第三項」に改める。

第二百八条第一号中「第二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に改める。

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正後の証券取引法の規定は、施行日以後に同法第二十三条の三第一項の規定によりその募集又は売出しが登録される短期社債等について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の同法第二十三条の三第一項の規定によりその募集又は売出しが登録されている短期社債等については、な

お従前の例による。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第三号中「第二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に改める。

(国有財産法の一部改正)

第九条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「債券を含む」を「債券を含み、短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二条第二項に規定する短期社債等に係るものを除く」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第七号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二条第二項(定義)に規定する短期社債等をいう。以下この条において

同じ。）」を加え、同項第十号の二中「特定社債（」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の三 短期社債等の取得又は譲渡

第九条の八第二項第十九号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第五項中「、同号」を「同号」に改め、「について」の下に「、同項第十号の三の事業には短期社債等について」を加え、同条第六項第二号の二中「又は特定社債」を「、特定社債又は特定短期社債」に、「又は第七項」を「、第七項又は第八項」に改める。

（貿易保険法の一部改正）

第十一条 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七項中「債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

（相続税法の一部改正）

第十二条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「但し」を「ただし」に改め、同項第七号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同項第十号中「外」を「ほか」に改める。

第四十一条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「社債」の下に「（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項に規定する短期社債等を除く。）」を加え、「債券及び」を削る。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の八第一項中「よるものに限る」を「よるもの限り、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第十四条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第二号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律

(平成十三年法律第 号) 第二条第二項(定義)に規定する短期社債等をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同項第五号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の三 短期社債等の取得又は譲渡

第五十三条第三項第十五号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第四項中「、同号」を「同号」に改め、「について」の下に「、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について」を加え、同条第五項第二号の二中「又は特定社債」を「特定社債又は特定短期社債」に、「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

第五十四条第四項第二号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 短期社債等の取得又は譲渡

第五十四条第四項第十五号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十五条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「社債その他の債券」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等を除く。）」を加える。

（電源開発促進法の一部改正）

第十六条 電源開発促進法（昭和二十七年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）

第二条第一項に規定する短期社債を除く。第三十二条第一項において同じ。）」を加える。

（中小企業金融公庫法等の一部改正）

第十七条 次に掲げる法律の規定中「社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第

号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）」を加える。

一 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条第二号

二 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号

三 通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第二十八条第一項第八号

四 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第十条第二項

五 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十

七号）第四十条第一項第一号

六 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号

七 電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一項第一号

八 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第七十七号）第六条第一号

九 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十三条第一号

十 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五

十二号）第六条第一号

十一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法

律第九十二号）第二十二條第一号

十二 新事業創出促進法（平成十年法律第一百五十二号）第三十二条第一号

十三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条第一号

十四 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十四条第一号

十五 新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条第一号

（信用保証協会法の一部改正）

第十八条 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「限る」を「限り、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第号）第二条第一項に規定する短期社債を除く」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第十九条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第八号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を加え、同項第十一号の二中「特定社債（」の下に「特定短期社債を除き、」

を加え、同号の次に次の一号を加える。

十一の三 短期社債等の取得又は譲渡

第五十八条第二項第二十号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第五項中「、同号」を「同号」に改め、「について」の下に「、同項第十一号の三に掲げる業務には短期社債等について」を加え、同条第六項第二号の二中「又は特定社債」を「、特定社債又は特定短期社債」に、「又は第七項」を「、第七項又は第八項」に改める。

第五十八条の二第一項第六号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 短期社債等の取得又は譲渡

第五十八条の二第一項第十八号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第十二項中「次条第一項第九号」との下に「、同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」とを加える。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第二十条 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「登録されたもの」の下に「及び短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）の規定により振替口座簿に記録されたもの」を加える。

（電気事業法の一部改正）

第二十一条 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「社債権者」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債の社債権者を除く。）」を加える。

（銀行法の一部改正）

第二十二条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項第五号の二中「特定社債（」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の三 短期社債等の取得又は譲渡

第十条第二項第十六号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第五項中「、同号」を「同号」に改め、「について」の下に「、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について」を加え、同条第六項中「又は「特定社債」」を「、「特定社債」又は「特定短期社債」」に、「又は第七項」を「、第七項又は第八項」に、「又は特定社債」を「、特定社債又は特定短期社債」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第二十三条 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改め、同項第二号中「又はこの法律に」を「若しくは短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号。以下この項及び第四条において「短期社債法」という。）又はこれらに」に改め、同項第三号二中「又はこの法律」を「若しくは短期社債法第二十二條第一項の規定により短期社債法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは短期社債法」に、「この項の指定に類する」を「これらの指定に類する」に改め、同号ホ中「又はこ

の法律」を「若しくは短期社債法第二十二条第一項の規定又はこの法律若しくは短期社債法」に改める。

第四条に次の二項を加える。

2 保管振替機関は、保管振替業のほか、短期社債法第三条第一項に規定する振替業及び短期社債法第九条第一項ただし書の規定により承認を受けた業務（次項及び次条第一項において「振替業等」という。）を営むことができる。

3 前項の規定は、保管振替機関が振替業等を営む場合において、短期社債法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

第四条の二第一項中「保管振替業のほか」を「保管振替業及び振替業等のほか」に改める。

（関西国際空港株式会社法の一部改正）

第二十四条 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第

二条第一項に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第四号において同じ。）」を加える。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第二十五条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）」を加える。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第二十六条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項第一号中「発行する社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）」を加える。

（保険業法の一部改正）

第二十七条 保険業法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条・第六十一条」を「第六十条―第六十一条の二」に改める。

第六十一条第三項中「（昭和十七年法律第十一号）」の下に「、担保附社債信託法（明治三十八年法律

第五十二号)」を加え、第二編第二章第二節第六款中同条の次に次の一条を加える。

(短期社債に係る特例)

第六十一条の二 相互会社は、前条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議をもって、次に掲げる要件のすべてに該当する社債(以下この条において「短期社債」という。)の発行を、特定の取締役に委任することができる。

一 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。

二 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと。

2 前項の場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができる期間